

京都大学人文科学研究所蔵

『天地瑞祥志』第十九翻刻・校注（六）

—「狐」—

山崎 藍

原文

- 一、底本には高柯立選編『稀見唐代天文史料三種』（国家図書館出版社、二〇一二年）に所収の影印本を用い、京都大学人文科学研究所本で確認をした。
- 一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、……と番号を付して①に記した。
- 一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。
- 一、底本の双行注（割り注）は山括弧◇に入れて示し、欠字は□で示している。

- 一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊経閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右旁に「一」「二」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に類見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。

校訂

- 一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と

「日」、「豆」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧()に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項があれば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

注釈

一、関連資料は③の右傍に(一)(二)……と付し、④に提示した。
一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所に傍線を付している。また、引用箇所に注釈が付いている場合、本文中に(1)(2)の番号を付して、

本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となった文字については、④の当該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

『天地瑞祥志』第十九 狐

○狐

【概要】狐はイヌ科の哺乳類。音注や字書の引用の他、類書、史書、緯書などからの記載がみえる。類書の引用は『芸文類聚』から引いたものが多い。末尾に呪符が掲載されている。

1 ①狐〈后都反平〉

1 ②狐〈后都反、平〉

1 ③狐〈后都の反、平〉

1 ④

(一)『玉篇』卷二三犬部第三六四「狐」[戸吾切]

卷一七弓部第二五〇「弧」[戸都切、木弓也。]

『廣韻』卷一「胡」小韻「戸吳切」

『篆隸萬象名義』卷二三「狐」[虞都反。鬼所乘。]

※戸都反の誤りか。

2 ① 記文曰狐妖獸鬼所乗也有三德其色中和小前大後死則首丘

2 ② 説文曰、「狐妖獸、鬼所乗也。有三德、其色中和、小前大後、死則首丘。」

2 ③ 「説文」に曰く、「狐は妖獸、鬼の乗る所なり。三徳有り、其の色は中和、前を小にし後を大にし、死すれば則ち丘に首す。」

2 ④

(一) 『藝文類聚』卷九五「狐」

『説文』曰、「狐妖獸、鬼所乗也。有三徳、其色中和、小前大後、死則丘首。」

『初學記』卷二九 獸部 狐第一三

『説文』曰、「狐妖獸也、鬼所乗也。有三徳、其色中和、小前大後、死則丘首。從犬爪聲。」

『太平御覽』卷九〇九 獸部二一 狐

『説文』曰、「狐妖獸也、鬼所乗也。有三徳、其色中和、小前大後死則首丘、謂之三徳。」

『説文解字』一〇篇上 犬部 狐

狝獸也。鬼所乗之。有三徳、其色中和、小前大後、死則丘首。從犬爪聲。

3 ① 玄中記曰百歳狐為巫神為美女五十歳狐淫女也

3 ② 『玄中記』曰、「百歳狐為巫神為美女。五十歳狐淫女也。」
3 ③ 『玄中記』に曰く、「百歳の狐は巫神と為り美女と為る。五十歳狐は淫女なり。」と。

3 ④ (一) 『初學記』卷二九 獸部 狐第一三

『玄中記』曰、「千歳之狐為淫婦。百歳之狐為美女。」

『太平御覽』卷九〇九 獸部二一 狐

『玄中記』曰、「五十歳之狐為淫婦。百歳狐為美女、又為巫神。」

『太平廣記』卷四四七 狐一 説狐 (出『玄中記』)
狐五十歳能變化為婦人。百歳為美女為神巫。或為丈夫與女人交接。能知千里外事、善蠱魅使人迷惑失智。千歳即與天通為天狐。

4 ① 道士名山記曰狐者先古之淫婦也其名曰紫化而為狐故其恠多

自称阿紫
4 ② 『道士名山記』曰、「狐者先古之淫婦也。其名曰紫。化而為狐、故其恠多自稱阿紫。」

4 ③ 『道士名山記』に曰く(一)、「狐は先古の淫婦なり。其の名を紫と曰ふ。化して狐と為り、故に其の恠自ら阿紫と稱するもの多し」と。

4 ④

(一) 『藝文類聚』卷九五 獸部下 狐

『名山記』曰、「狐者先古之淫婦也。其名曰紫。化而為狐、故其恠多自稱阿紫。」

【初學記】卷二九 獸部 狐第一三

【道士名山記】曰、「狐者先古之淫婦也。其名曰紫。紫化而爲狐、故其怪多自稱阿紫。」

【太平御覽】卷九〇九 獸部二一 狐

【名山記】曰、「狐者先古之淫婦也。其名曰紫。紫化而爲婦、故其名自稱阿紫。」

【搜神記】卷一

【名山記】曰、「狐者先古之淫婦也。其名曰阿紫。化而爲狐、故其怪多自稱阿紫。」

5①抱朴子軍術曰有狐繞軍而鳴者軍敗入軍爲小兵盜入狐上倉屋室不出一年国有喪此淫色所致

5②「抱朴子」軍術曰、「有狐繞軍而鳴者軍敗。入軍爲小兵盜。入狐上倉屋室、不出一年、國有喪。此淫色所致。」

5③「抱朴子」軍術に曰く、「狐の軍を繞りて鳴く者有れば軍敗る。入れば軍 小兵盜と爲る。入りて狐 倉屋室に上れば、一年を出でずして、國に喪有り。此れ淫色の致す所なり。」と。

5④

(一)「開元占經」卷一一六 獸占 獸休徵 狼入國繞軍狼食人
【抱朴子】曰、「有狼狐繞軍而鳴者軍敗。」

※「軍術」篇は現行の『抱朴子』外篇に無い。佚文が『藝文類

聚』や『北堂書鈔』、『太平御覽』などにみえる。

6①瑞心図曰白狐王者治德則來又白帝生先致□□□九尾狐王者不傾於色則至又六合一同則見文王時東夷歸也

【一】「白狐」に作る。

6②「瑞應圖」曰、「白狐王者治德則來。」又「白帝生先致白狐。九尾狐王者不傾於色則至。」又「六合一同則見。文王時東夷歸也。」

6③「瑞應圖」に曰く、「白狐王者德を治むれば則ち來る。」と。又「白帝生まれば先ず白狐を致す。」九尾狐王者色に傾かざれば則ち至る。」と。又「六合一同なれば則ち見る。文王の時東夷歸するなり。」と。

6④

(一)「宋書」卷二八 志第十八 符瑞中
白狐、王者仁智則至。

【稽瑞】(早稻田藏清刊本 五一葉表)

孫氏「瑞應圖」曰、「王者法平、則白狐至。」一本云、「王者明德、動準法度則出。宣帝時得之、狄戎衰也。」

(二)「藝文類聚」卷九九 祥瑞部下 狐

【河圖】曰、「皇帝生先致白狐。」

(三)「藝文類聚」卷九九 祥瑞部下 狐

【瑞應圖】曰、「九尾狐者六合一同則見。文王時東夷歸之。一本曰、「王者不傾於色則至。」

【魏書】卷一一二下 志第一八 靈徵八下第一八

十年三月、冀州獲九尾狐以獻。王者六合一統則見。周文王時、東夷歸之。曰、「王者不傾於色、則至德至、鳥獸亦至。」

〔宋書〕卷二八 志第一八 符瑞中
九尾狐、文王得之東夷歸焉。

〔開元占經〕卷一六 獸占 獸休徵 文狐 九尾狐
〔瑞應圖〕曰、「六合一統則九尾狐見。」一云、「王者不傾於色則至。文王得之東夷服。」

※『本邦殘存』子部第一三 五行類『瑞應圖』（孫柔之撰）にみえる。

7①周書曰成王時青丘獻狐九尾也

7②『周書』曰、「成王時、青丘獻狐九尾也。」

7③『周書』に曰く、「成王の時、青丘狐の九尾なるを獻するなり。」と。

7④

(一)『逸周書』卷七 王會解第五九
成周之會……青丘狐九尾。

『藝文類聚』卷九九 祥瑞部下 狐

『周書』曰、「成王時、青丘獻狐九尾。」

『稽瑞』（早稻田藏清刊本 三六葉表）

『周書』王會曰、「成王時、青丘獻九尾狐。」

8①尚書大傳曰文王拘羈里宜生之西海之濱取白狐青翰獻紂々大悅（翰長尾也）六韜云宛懷條塗山得青狐班固幽通賦注曰散宜生至吳得九尾狐以獻紂

8②『尚書大傳』曰、「文王拘羈里。宜生之西海之濱取白狐青翰獻紂、紂大悅（翰長尾也）。」六韜云、「宛懷條塗山得青狐。」班固「幽通賦」注曰、「散宜生至吳得九尾狐、以獻紂。」

8③『尚書大傳』に曰く、「文王羈里に拘はる。宜生西海の濱に之きて白狐青翰を取り、紂に獻すれば、紂大いに悦ぶ。」（翰、長尾なり。）と。『六韜』に云ふ、「宛懷條塗山に青狐を得たり。」と。班固「幽通賦」注に曰く、「散宜生吳に至り九尾狐を得、以て紂に獻ず。」と。

8④

(一)『藝文類聚』卷九九 祥瑞部下 狐

『尚書大傳』曰、「文王拘羈里。散宜生之西海之濱取白狐青翰、獻紂、紂大悅。（翰、長毛也。）」六韜「得青狐。」班固幽通賦注曰、「散宜生至吳、得九尾狐、以獻紂也。」

『太平御覽』卷六四一 刑法部七 贓貨

又（『尚書大傳』）曰、「太公之羈里見文王。散宜生遂之犬戎氏、取美馬駮身朱鬣雞目、之西海濱取白狐青翰、之於氏取怪獸、之有參氏取美女、之江淮之浦取大貝如車渠、陳於紂廷。紂曰、「非子罪也、崇侯也。」遂遣西伯伐崇。」

『尚書大傳』卷二 商書

太公之羈里見文王。散宜生遂至犬戎氏、取美馬駮身朱鬣雞目者、

之西海之濱取白狐青翰、之於氏取怪獸尾倍其身名曰虞、之有參氏取美女、之江淮之浦取大貝如車渠、陳於紂庭。紂悅曰、「非子罪也、崇侯也。」遂遣西伯伐崇。

『太平廣記』卷四四七 狐一「周文王」（出『瑞應編』）周文王拘羑里、散宜生詣塗山得青狐、以獻紂、免西伯之難。」

『天中記』卷六〇 狐

瑞周周文王拘羑里、散宜生至會稽得九尾青狐、以獻紂、免西伯之難。『瑞應圖』

『太平御覽』卷九〇八 獸部二〇 熊

『六韜』曰、「文王囚羑里。散宜生受命、而行宛懷條塗之山、有黃熊、得而獻於紂。」

『太平御覽』卷三八一 人事部二二 美婦人下

『六韜』曰、「紂囚文王於羑里、散宜生受命、而行宛懷條塗之山、有玉女三人、宜生得之、因費仲而獻之、於紂以免文王。」

※「脯」字は底本では傍の縦が連続していないが、脯の異体字であるう。「姜」と「脯」は中古音が一致するため誤写した可能性がある。

※『文選』卷一四に班固「幽通賦」があるが、「散宜生至吳得九尾狐以獻紂。」は無し。卷二二「海賦」に似た表現があるが、献上したのはキツネではなく貝。

※『本邦殘存』子部第一〇兵家類『太公六韜』にみえる。

9 ① 孝經援神契曰德至鳥獸則狐九尾

9 ② 『孝經援神契』曰、「德至鳥獸、則狐九尾。」

9 ③ 『孝經援神契』に曰く、「德鳥獸に至れば、則ち狐九尾あり。」と。

9 ④

(一) 『藝文類聚』卷九九 祥瑞部下 狐

『孝經援神契』曰、「德至鳥獸、則狐九尾。」

『開元占經』卷一一六 獸占 獸休徵 文狐 九尾狐

『援神契』曰、「德至鳥獸、則狐九尾。宋均注云、王燕嘉賔、則狐九尾也。」

※『本邦殘存』經部第二孝經類『孝經援神契』（魏 宋均 注）にも記載有り。

10 ① 元命苞曰天命文王以九尾狐

10 ② 『元命苞』曰、「天命文王、以九尾狐。」

10 ③ 『元命苞』に曰く、「天文王に命ずるに、九尾狐を以てす。」と。

10 ④

(一) 『文選』卷三五 張協「七命八首」「苑戲九尾之禽、囿棲三足之鳥」李善注

『春秋元命苞』曰、天命文王、以九尾狐。

【文選】卷五一 王褒「四子講德論并序」
昔文王應九尾狐而東夷歸周」李善注

『春秋元命苞』曰、天命文王、以九尾狐。

【天中記】卷六〇 狐

天命文王以九尾狐 『春秋元命苞』

※『本邦殘存』經部第六緯書類『春秋元命苞』（魏 宋均 注）にも記載有り。

11① 魏略曰文帝欲受禪郡國奏九尾狐見於譙後

11② 『魏略』曰、「文帝欲受禪、郡國奏九尾狐見於譙陳。」

11③ 『魏略』に曰く、「文帝 禪を受けんと欲するに、郡國九尾狐の譙陳に見るるを奏す。」と。

11④

（一）『藝文類聚』卷九九 祥瑞部下 狐

『魏略』曰、「文帝欲受禪、郡國奏九尾狐見於譙陳。」

※『本邦殘存』史部第一正史類『魏略』（魏 魚豢 撰）にも記載有り。

12① 魏書曰高祖太和元年有狐魅截人髮時文明大舌臨朝行多不正之徵也

12② 魏書曰、高祖太和元年、有狐魅截人髮。時文明太后臨朝。行多不正之徵也。

12③ 『魏書』に曰く、「高祖太和元年、狐魅有りて人髮を截つ。時に文明太后臨朝す。行ひに不正多きの徵なり。」と。

12④

（一）『魏書』卷一一二上 志第十七 靈徵八上

高祖太和元年五月辛亥、有狐魅截人髮。時文明太后臨朝。行多不正之徵也。

【参考】『洛陽伽藍記』卷四 法雲寺

有輓歌孫巖、娶妻三年、不脫衣而卧。巖因怪之、伺其睡、隱解其衣、有毛長三尺、似野狐尾。巖懼而出之、妻臨去、將刀截巖髮而走、隣人逐之、變成一狐、追之不得。其後京邑被截髮者、一百三十餘人。初變爲婦人、衣服靚妝、行於道路、人見而悅近之、皆被截髮。當時有婦人着綵衣者、人皆指爲狐魅。熙平二年四月有此、至秋乃止。

13① 雀鴻西涼錄曰狐上南門說曰野獸入家主人將去今上南門亦突之大也狐者胡人居于此城門南面而治者也

【一】「有故或」傍書あり。

13② 雀鴻『西涼錄』曰、「狐上南門。說曰、『野獸入家、主人將去。』今上南門、亦災之大也。狐者、胡。有胡人居于此城門、南面而治者也。」

13③ 雀鴻『西涼錄』に曰く、「狐南門に上る。說に曰く、『野

獸家に入れば、主人將に去らんとす。」と。今南門に上るも、亦た災の大なるものなり。狐は、胡なり。胡人此の城門に居る有れば⑬、南面して治むる者なり。」と。

13④

(一)『晉書』卷八七 列傳第五七 涼武昭王 子士業

宋景是也。其不改者、雖安必亡、號公是也。元年三月癸卯、敦煌謙德堂陷。八月、效穀地震。二年元日、昏霧四塞。四月、日赤無光、二旬乃復。十一月、狐上南門、今茲春夏地頻五震。六月、隕星于建康。臣雖學不稽古、敏謝仲舒、頗亦聞道於先師、且行年五十有九、請爲殿下略言耳目之所聞見、不復能遠論書傳之事也。

乃者咸安之初、西平地裂、狐入謙光殿前、俄而秦師奄至、都城不守。梁熙既爲涼州、藉秦氏兵亂、規有全涼之地、外不撫百姓、內多聚斂、建元十九年姑臧南門崩、隕石於閑豫堂、二十年而呂光東反、子敗於前、身戮於後。段業因群胡創亂、遂稱制此方、三年之中、地震五十餘所、既而先王龍興瓜州、蒙遜殺之張掖。此皆目前之成事、亦殿下之所聞知。效穀、先王鴻漸之始、謙德、即尊之室、基陷地裂、大凶之徵也。日者太陽之精、中國之象、赤而無光、中國將爲胡夷之所陵滅。諺曰、「野獸入家、主人將去。」今狐上南門、亦災之大也。又狐者胡也。天意若曰、「將有胡人居于此城、南面而居者也。」昔春秋之世、星隕于宋、襄公卒爲楚所擒。地者至陰、胡夷之象、當靜而動、反亂天常、天意若曰、「胡夷將震動中國、中國若不修德、將有宋襄之禍。」

【翟鴻『十六國春秋』卷九二 西涼錄二 李歆

復十一月狐上南門……諺曰、「野獸入家、主人將去。」今狐上南門、亦變異之大也。又狐者禍也。天意若曰、「將有首禍入居於此城、南面而居者也。」

『太平御覽』卷九〇九 獸部二十一 狐

又(『晉書』)曰、「涼武昭王馮子歆爲涼州牧時、有狐上南門。主簿范稱曰、「諺曰、「野獸入家、主人將去。」狐上南門、又狐者胡也。天意若曰、有人居於此城、南面而居也。」後竟爲沮渠蒙遜所滅。」

(二) 傍書は「有故或」に作るが、(一)に引く『晉書』の天意若曰、「將有胡人居于此城、南面而居者也。」により、「有胡人居于此城門、南面而治者也。」に改めた。

14① 内文曰椿木下有骨狐食之見木上有花而其貌似肉以散落時爲食連日待之仍曰狐疑者

14② 「内文」曰、「椿木下有骨、狐食之。見木上有花而其花似肉、以散落時爲食、連日待之。仍曰狐疑者。」

14③ 「内文」に曰く、「椿木の下に骨有れば、狐之を食らふ。木上に花有りて其の花肉に似たるを見れば、散落する時を以て食と爲さんとし、連日之を待つ。仍ほ狐疑者と曰ふ。」と。

14④

(一) 不詳。

15① 瑞応図曰野狐一頭兩身八足大凶之象

15② 『瑞應圖』曰、「野狐、一頭兩身八足、大凶之象。」

15③ 『瑞應圖』に曰く、「野狐あり、一頭兩身八足、大凶の象なり。」と。

15④

(一) 『開元占經』卷一一六 獸占 獸休徵 狐一頭兩身五狐入室上屋狸三頭

『災異圖』曰、「王公不祗上命、刻暴百姓、人民呼嗟、則一頭兩身狐見。」

※ 『本邦殘存』子部第一三 五行類 『瑞應圖』(孫柔之 撰)にみえる。

16① 子日狐鳴不出卅日東北家有死者若見血刃日狐鳴不出七日東北男子死若懸二官 寅日狐不出十六日東方有死者 卯日狐鳴不出卅日東南家男子死 辰日狐鳴不出廿日西大樹家長死口舌赴有黃牛 巳日狐鳴不出廿五日東家牛犬死 午日狐鳴不出八日東北家男子死 未日狐鳴不出卅日北三家女子傷 申日狐鳴不出廿日西北五家縣官事 酉日狐鳴不出十八日西家長死 戌日狐鳴不出卅日南二家女人死 亥日狐鳴不出十五日南三家男子死
祝狐之法以箕簸灰散頭被髮祝曰天門開地戸閉北斗七星飲狐血老狐妄鳴狐死人生狐一鳴狐父死狐二鳴呼狐母死狐三鳴呼狐兄死狐四鳴呼狐弟死五鳴呼狐夫死狐六鳴呼狐婦死狐七鳴呼狐自死急々

如律令

【一】「縣」傍書あり。

16② 子日狐鳴、不出卅日、東北家有死者、若見血刃。

丑日狐鳴、不出七日、東北男子死、若縣官。

寅日狐鳴、不出十六日、東方有死者。

卯日狐鳴、不出卅日、東南家男子死。

辰日狐鳴、不出廿日、西大樹家長死、口舌、赴有黃牛。

巳日狐鳴、不出廿五日、東家牛犬死。

午日狐鳴、不出八日、東北家男子死。

未日狐鳴、不出卅日、北三家女子傷。

申日狐鳴、不出廿日、西北五家縣官事。

酉日狐鳴、不出十八日、西家長死。

戌日狐鳴、不出卅日、南二家女人死。

亥日狐鳴、不出十五日、南三家男子死。

祝狐之法。以箕簸灰散頭被髮。祝曰、「天門開、地戸閉、北斗七星。飲狐血。老狐妄鳴狐死人生、狐一鳴狐父死、狐二鳴呼狐母死、狐三鳴呼狐兄死、狐四鳴呼狐弟死、五鳴呼狐夫死、狐六鳴呼狐婦死、狐七鳴呼狐自死。急々如律令。」
16③ 子日狐鳴けば、卅日を出でずして、東北の家に死者有り、若しくは血刃を見る。
丑日狐鳴けば、七日を出でずして、東北の男子死す、若しくは縣官あり。

寅日狐鳴けば、十六日を出でずして、東方に死者有り。

卯日狐鳴けば、卅日を出でずして、東南の家の男子死す。
辰日狐鳴けば、廿日を出でずして、西の大樹の家長死す、
口舌あり、赴けば黄牛有り。

巳日狐鳴けば、廿五日を出でずして、東家の牛犬死す。

午日狐鳴けば、八日を出でずして、東北の家の男子死す。

未日狐鳴けば、卅日を出でずして、北の三家の女子傷なふ。

申日狐鳴けば、廿日を出でずして、西北の五家縣官の事あり。

酉日狐鳴けば、十八日を出でずして、西の家長死す。

戌日狐鳴けば、卅日を出でずして、南の二家の女人死す。

亥日狐鳴けば、十五日を出でずして、南の三家の男子死す。

祝狐の法。箕簸の灰を以て頭に散らして被髮す。祝して曰く、
「天門開き、地戸閉ぢよ、北斗七星よ、狐血を飲まん。老狐妄
りに鳴けば狐死に人生きん、狐一たび鳴けば狐父死せよ、狐二
たび鳴呼すれば狐母死せよ、狐三たび鳴呼すれば狐兄死せよ、
狐四たび鳴呼すれば狐弟死せよ、五たび鳴呼すれば狐夫死せよ、
狐六たび鳴呼すれば狐婦死せよ、狐七たび鳴呼すれば狐自死せ
よ。急急如律令。」と。

16④

(一)『百怪書』(羽〇四四)「占狐鳴怪第廿九」

子日鳴、不出三十日、東家、北家憂小口、女、患鬪訟、官事、
六畜死。用桃木、長九寸、六枚、以狗血四升、弩箭一枚、於庭
中。以木炭二斤、懸一竿上、著戸左右、又以鷄糞、桃木柴燒之、
埋於門中、吉。

丑日鳴、不出一七日、東家男子死、西家官事、南家死亡。用
桐木、長八寸、四枚、肉二斤、弩箭二枚、於未地埋之、銅三斤、
懸一丈竿上、庭中向之、吉。

寅日鳴、憂東北家有亡失、北家官事、失財、南家吉。用肉二
斤、弩箭一枚、埋著庭中、以金鐵向之、五尺竿向之。又用一家
獎(漿)向之、又用氈帶懸向之、吉。

卯日鳴、北家有死亡、官事、婦女口舌。南家有死亡、不出七
日。西家男子死、不出三十日。用桃木、長七寸、六枚、狗肉二
斤、弩箭一枚、瓮中著、埋於酉地、吉。又作木兔(兔)刑(形)
向之、吉。

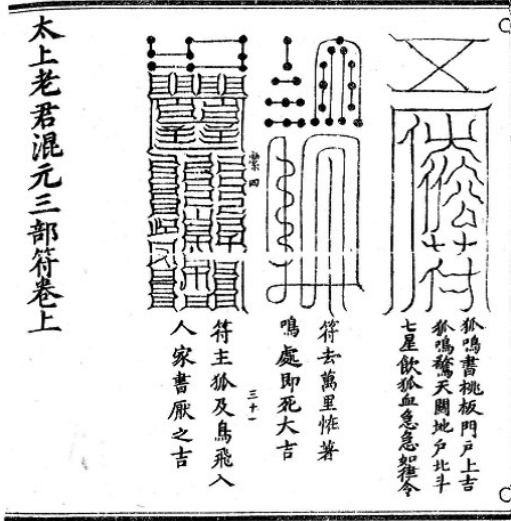
辰日鳴、東家官事、失火、少子憂死、婦女憂死、不出七日。
不解、凶。解之、桐木、長七寸、四枚、丹書天文符、以酒脯於
星下祭之、吉。

巳日鳴、不出五十日、西家兵死、東家患傷六畜、西家女子死。
用李木、長八寸、三枚、丹鷄血書天文符、四枚埋廟中。又以炭
三斤、懸於一丈竿上向之、吉。又穿地三尺、滿中著水向之、吉。

午日鳴、不出六日、西家男子死、及失火、六畜亡。用桃木、
長五寸、三枚、烏鷄血丹書天文符、赤小豆等於庭中。土三升、
合懸一丈竿上向之、吉。

未日鳴、不出卅日、東、北家失火、官事、南家鬪訟。用桐木、
長九寸、二枚、鷄血書天文符、置四域中埋之。亦可取域中土、
和埋并。以炭三斤、懸於一丈竿上向之、吉。

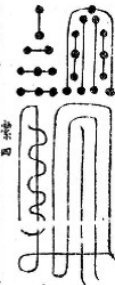
申日鳴、憂官事、死亡、盜賊起。西家有死、南家憂女婦。用



太上老君混元三部符卷上



符主狐及鳥飛入
人家書厭之吉



符去萬里恠著
鳴處即死大吉



狐鳴書桃板門戶上吉
參鳴驚天闕地戶北斗
七星飲狐血急急如律令

桃木、長七寸、三枚、丹鷄血書天文符、和赤小豆一升、埋於竈口中。又以生鐵一斤、懸著戶上、吉。又黃土三升、懸於一丈九尺竿上、亦大吉。

西日鳴、東家、南家憂長子、官事、失火、不出三日。用桃木、長八寸、三枚、烏鷄血書天文符、用三家漿三升、埋於廁中。又以炭二斤、懸於丈三竿上向之、吉。

戌日鳴、西、南家憂長子、六畜死亡、失火、女亡、不出三十



日。北家男子 []。用桃木、長八寸、三枚、以丹書天文符、和鷄血作之、和合埋於庭中。又以井華水二升盛瓶中、於八尺竿上向之。又以土二升、懸於竿上、 []。

亥日鳴、不出卅日、西家女子亡、官事、盜賊、見血。北家男子死。用桃木、長三寸、三枚、醬鼓共三升和、 []。金鐵三斤、懸於丈五竿上向之、吉也。

(一) 『太上老君混元三部符』卷上第三八「狐怪符」參照。

17 ① 魘 魘 魘 魘 狐鳴符桃也

17 ② 魘 魘 魘 魘 狐鳴符、桃也。

17 ③ 魘 魘 魘 魘 狐鳴符、桃なり。

17 ④

(一) 16 ④ (一) (二) 參照。

※本條を含む『天地瑞祥志』の呪符については、水口幹記『天地瑞祥志』に載る呪符「遣隋使・遣唐使と住吉津」二〇〇八、東方出版) に詳しい。

18 ① 替晋郭璞九尾贊曰青丘奇獸九尾之狐有道祥見出則銜書作瑞於周以標靈符

18 ② 贊晋郭璞九尾狐贊曰、「青丘奇獸、九尾之狐、有道祥見、出則銜書、作瑞於周、以標靈符。」

18 ③ 贊 晋郭璞の「九尾の狐の贊」に曰く、「青丘の奇獸、九尾の狐、道有れば祥見れ、出づれば則ち書を銜へ、瑞を周に作し、

以て靈符を標す。」と。

18④

(一)『藝文類聚』卷九五 獸部下 狐

贊 晉郭璞「九尾狐贊」曰、「青丘奇獸、九尾之狐、有吉祥見、

出則銜書、作瑞於周、以標靈符。」

『太平御覽』卷九〇九 獸部二一 狐

郭璞「九尾狐讚」曰、「青丘奇獸、有尾之狐、有吉祥見、出

則銜書、作瑞於周、以標靈符。」

【参考】『山海經』第一 南山經(郝懿行『山海經箋疏』)

又東三百里曰青丘之山、亦有青丘國、在海外。『水經』云、即「上林賦」云「秋田於青丘」。懿行案、「史記・司馬相如傳」正義引郭注云、「青丘、山名、上有田。亦有國、出九尾狐、在海外。」又引服虔云、「青丘國在海東三百里。」並見『海外東經』、非此也。郭引「水經」、今無考。其陽多玉、其陰多青護。護、黝屬。音「狐」。懿行案、「護」、當爲「獲」。『說文』云、「獲」、善丹也。『初學記』五卷引此經、正作「獲」。『文選』注「楮白馬賦」、引此注、亦作「獲」。有獸焉、其狀如狐而九尾、即九尾狐。其音如嬰兒、懿行案、「玉篇」引「蒼頡篇」云、「男曰兒、女曰嬰。」能食人、懿行案、郭注「大荒東經」青丘國九尾狐云、「太平則出而爲瑞」。此經云「能食人」、則非瑞應獸也。且此但言「狀如狐」、非即真狐、郭云「即九尾狐」、似誤。食者不蠱。噉其肉、令人不逢妖邪之氣。或曰、蠱、蠱毒。懿行案、「說文」云、「蠱、腹中蟲也。」引「春秋傳」曰、「皿蟲爲蠱、淫溺之所生也。臯桀

死之鬼亦爲蠱。」郭引「或曰蠱、蠱毒」者、『秋官』庶氏掌除毒蠱、又南方造蠱毒有蛇蠱、金蠱蠱也。經云食此獸者不蠱、蓋亦秦人以狗禦蠱之義、見「史記秦本紀」。

〔附記〕本稿は、科学研究費助成事業基盤研究(B)(一般)「5-12世紀の東アジアにおける(術数文化)の深化と変容」(課題番号「20H01301」)研究代表者 水口幹記)の助成を受けた研究成果の一部である。

また、図版は京都大学人文科学研究所より提供を受けた。

(やまざき・あい／本学准教授)